

第 11 回 法の下での平等 (1)

1. 法の下での平等の意義

- 14 条は、国家から不当に差別を受けない権利を個々の国民に保障するだけでなく、国家が国民を不当に差別してはならないというルールをも規定したものである。
- 法の下での平等とは、法適用の際のみの差別の禁止であるのか、それとも、法適用のみならず立法の際の差別の禁止をも含むのか、学説上争いがある。
- 法の下での平等とは、形式的平等を意味するが、実質的平等をも志向しようとする意味であり、また、絶対的平等ではなく、相対的平等を意味する。
- 14 条 1 項後段に列挙された 5 事項（人種、信条、性別、社会的身分、門地）は、例示的なものであって、これ以外の事項についても差別は許されない。
- 相対的平等の観点から、合理的な区別は許容され、不合理な差別は許されないことになる。したがって、14 条 1 項で禁止される差別に該当するか否かは、合理性の基準で審査される。
- 14 条 2 項は、華族その他の貴族の制度を認めないことを、3 項は、国家による栄典の授与は行いうるものの、それは一代限りのものとし特権を伴わないこと定める。また、日本国憲法は、24 条 2 項、26 条、44 条但書においても平等について規定している。さらに、25 条などの社会権の規定は、実質的平等の保障を志向するものである。

2. 優先処遇と逆差別

- 伝統的に構造的な差別を受けてきた特定のグループを優遇する措置は、実質的平等を実現するためには一定程度は認められるが、行き過ぎた優遇措置はかえって平等原則違反の問題となりうる。

【次回予告】次に挙げる尊属殺人罪重罰規定違憲訴訟は、次回に検討する判例である。事件の概要を読んだうえで、刑を免除するとした（その結果、Yは収監されない）第1審の判断と、懲役3年6月の実刑とした控訴審の判断とでは、どちらが妥当であるかについて考えてみよう。あわせて、1-25も読んでおく。

Reading Assignment 尊属殺人罪重罰規定違憲訴訟

栃木県矢板市に住む女Yは、14歳のときに実父Aから強姦（不同意性交）され、それ以降、継続的に姦淫行為が行われていた。Yは、何度か家出を試みるものの、その都度見つけ出され、Aと夫婦同然の生活を強要されながら、Aとの間に5人の子どもを産んだ。

Yは、1968（昭和43）年8月頃、勤務先の印刷工場で知り合った同僚Bと相思相愛の関係になり、結婚を考えるようになった。しかし、YはAに結婚の許しを求めたところ、Aは、酒に酔っては「出て行くなってお前らが幸せになれないようにしてやる、一生苦しめてやる」、「今から相手の家に行って話をつけてやる、ぶっ殺してやる」などと脅迫したため、YはBとの結婚を断念した。その後、Aは、飲酒し、Yを軟禁状態にして、さらなる暴行を加えた。そして、忌わしい境遇から逃れようとしたYは、同年10月5日夜、酔って寝ていたAを絞殺した。犯行後、Yは直ちに自首した。

1995（平成7）年改正前の刑法は、199条（殺人罪）のほかに、200条で、「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と定めていた。検察官は、Yを刑法200条違反（尊属殺人罪）で起訴した。

第1審は、刑法200条は日本国憲法14条に違反し無効であるとして、199条の殺人罪について判断し、過剰防衛を理由に刑を免除した（宇都宮地判昭和44年5月29日判タ237号262頁）。

控訴審は、第1審判決を破棄して、刑法200条を合憲とし、過剰防衛も否認して、心神耗弱による減軽及び酌量減軽により最低限の懲役3年6月の実刑を宣告した（東京高判昭和45年5月12日判時619号93頁）。

これに対して、Yは、刑法200条の平等原則違反を理由に上告した。

平成7年改正前の刑法

199条 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス

200条 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

Quiz

Q11 憲法第14条に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 憲法第14条第1項は、実質的平等も要請しているから、公務員における女性の比率が低い場合には、国は女性を優先的に公務員に採用するよう憲法上義務付けられる。
- イ. 憲法第14条第2項は、明治憲法下における華族制度と類似の制度が復活することを禁止しているから、特権を伴う世襲の身分を法律で新たに設けることは許されない。
- ウ. 憲法第14条第3項は、栄典の授与に伴う特権を禁止しているから、社会の様々な領域で功労のあった者に勲章を授ける際に経済的利益を付与することは違憲となる。